

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

浜田地区広域行政組合ホームページ

介護保険＞事業者の皆様へ＞居宅介護支援・介護予防支援

1 軽度者に対する福祉用具貸与について

要支援1、要支援2、要介護1の者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい福祉用具は、**原則として算定できない**とされています。

しかしながら、次により判断された場合は例外的に算定可能となります。

ア 表に定めるところにより、直近の認定調査票の基本調査の結果を用い判断

（表：利用者等告示第31号のイ 資料6、7ページ参照）

イ アの表の「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」が「－」となっている、「車いす及び車いす付属品」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」については、「主治の医師から得た情報」と

「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により居宅介護支援事業者が判断

ウ アイに該当しない場合については、

「**医師の医学的な所見**により i) から iii) のいずれかに該当すること」と判断、かつ、

「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、該当の福祉用具が特に必要と判断されている場合、これらの内容を、保険者が書面により確認することでその要否を判断

2 医師の医学的な所見について

2 ページのウの「**医師の医学的な所見**」は

- ・ 主治医意見書
- ・ 医師の診断書
- ・ 担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見

により確認することとされています。

- ・ 軽度者貸与承認申請書には、「主治医意見書」「診断書」等の**書面**を添付してください。
- ・ 承認期間の更新時には、介護度に変更がなく、以前の申請時に書面で添付した医師の所見に変更がない場合、医師の所見の聴取記録を添付することに代えることができます。
- ・ 主治医意見書、診断書、聴取ともに、「i) ii) iii) のいずれの状態に該当するか」を判断できる内容入手してください。

2 医師の医学的な所見について

聴取した場合の記載例：特殊寝台の場合（状態像：寝返りができない又は起き上がりができない）

- i) （病名等）により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイである、起き上がりができない又は寝返りができない(※)状態に該当する。
- ii) （病名等）により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイである、起き上がりができない又は寝返りができない(※)状態に該当する。
- iii) （病名等）により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、厚生労働大臣が定める者のイである、起き上がりができない又は寝返りができない(※)状態に該当する。

上記 i) から iii) までのいずれかに該当する旨を医師の医学的な所見に基づき判断することとなるため、主治医意見書又は診断書にその旨の記載があるかどうか、確認してください。

※ 福祉用具により状態像が異なるため、該当の状態像に読み替えること。

3 承認期間について

ケアプランの長期目標期間を承認期間としています。

4 申請書の提出期限について

申請書の提出期限は、**貸与開始日まで**です。

やむを得ず、申請書提出が貸与開始日より遅れる場合は、**事前に当組合まで**連絡し、申請書右上などに「〇月〇日事前連絡済み」と記載してください。

この場合であっても、「**医師の所見の聴取**」「**サービス担当者会議**」は**貸与開始日まで**に行ってください。

5 福祉用具貸与にあたっての留意点について

福祉用具貸与の利用者に対し、ほかの福祉用具で代替できないか（例えば市販のベッドなど）、継続した貸与が適切かどうか、身体機能の変化に伴い適切ではない福祉用具の貸与となっていないか、定期的に確認することが重要です。

ケアプランの見直しの際には必ず、身体機能の変化を確認し、貸与の必要性について検討してください。

表 1

介護度	例外給付対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ（利用が想定される状態等）	認定調査の結果
要支援1 要支援2 要介護1	ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
		（一）日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7【歩行】 「3できない」
		（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
	イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
		（一）日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4【起き上がり】 「3できない」
		（二）日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支援がある者	基本調査3-1【意思の伝達】 「1調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2【毎日の日課を理解】 基本調査3-3【生年月日をいう】 基本調査3-4【短期記憶】 基本調査3-5【自分の名前をいう】 基本調査3-6【今の季節を理解】 基本調査3-7【場所の理解】 のいずれか「2できない」 又は 基本調査3-8【徘徊】 基本調査3-9【外出して戻れない】 基本調査4-1【被害的】 基本調査4-2【作話】 基本調査4-3【感情が不安定】 基本調査4-4【昼夜逆転】

			基本調査4-4【昼夜逆転】 基本調査4-5【同じ話をする】 基本調査4-6【大声を出す】 基本調査4-7【介護に抵抗】 基本調査4-8【落ち書きなし】 基本調査4-9【一人で出たがる】 基本調査4-10【収束癖】 基本調査4-11【モノや衣類を壊す】 基本調査4-12【ひどい物忘れ】 基本調査4-13【独り言・独り笑い】 基本調査4-14【自分勝手に行動する】 基本調査4-15【話がまとまらない】 のいずれか「1ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2【移動】 「4全介助」以外
	才 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
		(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8【立ち上がり】 「3できない」
		(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1【移乗】 「3一部介助」「4全介助」
要介護2 要介護3	力 自動排泄処理装置	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
		次のいずれにも該当する者	
		(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6【排便】 「4全介助」
		(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1【移乗】 「4全介助」